

令和8年3月12日

エクコムグローバル株式会社に対する
景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、エクコムグローバル株式会社に対し、同社が供給する「イモトのWiFi」と称するモバイルルーターのレンタルサービスに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 エクコムグローバル株式会社

（以下「エクコムグローバル」という。）

（法人番号 4011001045715）

所 在 地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア26階

代 表 者 代表取締役 西村 誠司

設立年月 平成7年11月

資 本 金 1億円（令和8年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

「イモトのWiFi」と称するモバイルルーターのレンタルサービス（以下「本件役務」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

(ア) 「地球の歩き方インドネシア2020～2021年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告

(イ) 「地球の歩き方ドイツ2023～2024年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告

(ウ) 「【公式】海外行くなら！イモトのWiFi | 海外WiFiレンタル」と称する自社ウェブサイト

(エ) 「海外行くなら！イモトのWiFi」と称する自社ウェブサイト

(オ) 「No. 1ありがとう」と称する自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

令和2年2月12日から令和6年5月7日までの間

ウ 表示内容（別紙1から別紙5までの各表示）

例えば、令和2年2月12日から令和6年4月25日までの間、「地球の歩き方インドネシア2020～2021年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告において、「お客様満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」、「海外旅行者が選ぶ No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」及び「顧客対応満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、エクコムグローバルが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）について、実際に利用したことがある者に対して「お客様満足度」、「海外旅行者が選ぶ」及び「顧客対応満足度」の3項目（以下「本件3項目」という。）をそれぞれ調査した結果において、エクコムグローバルが提供する本件役務の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、エクコムグローバルが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、エクコムグローバルが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、本件役務と同種役務を提供する特定の9事業者の各役務（以下「特定の9役務」という。）のみを任意に選択して対比し、エクコムグローバル及び特定の9役務を提供する事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記ウの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

(3) 課徴金対象期間

令和3年6月22日から令和6年6月21日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

エクコムグローバルは、本件役務について、前記(2)ウの表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

エクコムグローバルは、令和8年10月13日までに、1億7262万円を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年2月12日から令和6年4月25日までの間	「地球の歩き方インドネシア2020～2021年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」 ・「海外旅行者が選ぶ No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」 ・「顧客対応満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」 (別紙1)
令和4年11月1日から令和6年5月7日までの間	「地球の歩き方ドイツ2023～2024年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告	同上 (別紙2)
令和5年6月7日	「【公式】海外行くなら！イモトのWi-Fi 海外Wi-Fiレンタル」と称する自社ウェブサイト	同上 (別紙3)
令和5年8月9日から同月13日までの間、同月16日、同月23日、同月30日、同年9月6日及び同月13日	「海外行くなら！イモトのWi-Fi」と称する自社ウェブサイト	同上 (別紙4)
令和5年6月7日、同年8月9日から同月13日までの間、同月16日、同月23日、同月30日、同年9月6日及び同月13日	「No. 1ありがとう」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様満足度 No. 1 海外Wi-Fiレンタル」 ・「海外旅行者が選ぶ No. 1 海外Wi-Fiレンタル」 ・「顧客対応満足度 No. 1 海外Wi-Fiレンタル」 (別紙5)

ISBN978-4-478-82438-2
C0326 ¥1700E

ダイヤモンド社
ダイヤモンド・ビッグ社

定価(本体 1700 円+税)



9784478824382



1920326017003

海外行くなら! イモトのWiFi

インドネシアでも、 いつものようにスマホが使える!

☆☆☆
みんなが使っているイモトのWiFi

28秒に1件のお申込*

年間100万人以上のご利用

お客様満足度 No.1
海外Wi-Fiレンタル

海外旅行者が選ぶ No.1
海外Wi-Fiレンタル

顧客対応満足度 No.1
海外Wi-Fiレンタル

アンケートモニター提供元:セネラルリサーチ 調査期間:2019年1月18日~21日 調査方法:インターネット調査 調査概要:海外Wi-Fiレンタル10社を対象にした、サイト比較イメージ調査 調査対象:全国の20代~50代の海外旅行をしたことがある男女1316名 ※2018年1月~12月の自社申込実績より

旅行の予定が決まったら検索 WEBからレンタルお申込み!

お問合せ専用ダイヤル
0120-800-540
営業時間 平日 9:00~20:00 土日祝 10:00~19:00
エクコムグローバル株式会社
〒150-6126
東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア26階

地球の歩き方読者限定割引

総額から **500円OFF**

QRコードからかんたんお申込み!

イモトのWiFi XCOMGLOBAL

ISBN978-4-05-801898-9

C0326 ¥1800E

2080189800



9784058018989



1920326018000

定価：1,980円
(本体1,800円+税10%)



再び 海外行くなら!
イモトのWiFi

みんなが使っているイモトのWiFi

お客様満足度 No.1
海外旅行者が選ぶ No.1
顧客対応満足度 No.1

※アンケートモニター提供元/ゼネラルリサーチ 調査期間:2019年1月18日~21日 調査方法:インターネット調査 調査概要:海外WiFiレンタル10社を対象にしたサイト比較イメージ調査 調査対象:全国の20代~50代の海外旅行をしたことがある男女1,316名

XCOMGLOBAL
Stay Connected. Globally.

お問合せ専用ダイヤル
0120-800-540
営業時間 平日 9:00~19:00*土日祝 10:00~19:00
※2022年8月現在

ドイツ
かんたんお申込



エクスクムグローバル株式会社 〒150-6126 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア26階

海外行くなら「イモトのWiFi」

NEW!

価格見直しました!

最大50%OFF!

海外旅行の必需品！ 定額1日 40円～で海外でもネット環境を持ち歩こう！
海外でスマホ・PC使うなら、海外用WiFiルーターレンタルの「イモトのWiFi」

*アンケート「Wi-Fiルーター」目次見/ゼネラルリサーチ 調査期間：2019年7月13日～21日 調査対象：インターネット利用ユーザー。調査対象：海外WiFiレンタル10社を対象にしたサイト比較アンケート実施。各社からの回答率100%の完全回答をしたことがある男性1315名 **2018年1月～22月の合計販売額**

全空港カウンター再開しました!

Information

台風2号の影響による荷物のお届けについて

お知らせ一覧へ →

単体で使う

SIM入込

POCKETALK

高性能翻訳機 ポケットークW

1日 **750円**
(825円 税込)

ポケットークを単体でレンタル

EXCOMグローバル

法人会員サービス

for business

海外出張状況に合わせた最適なご提案をいたします

NEW モデル登場

イモトのWiFiと接続して使える

SIMなし

POCKETALK

高性能翻訳機 ポケットーク

ポケットークS 1日 700円 (770円 税込)	ポケットークW 1日 500円 (550円 税込)
--	--

Wi-Fi ルーターとセットでレンタル

単体で使う

SIMなし

高性能

ポケットーク

海外でのネットが“劇的・手軽”に！

日本にいる時はネットが繋がらないなんて考えられないし、
海外旅行でもスマホやタブレットが使いたいなぁ・・・

でも、たった1日で約3,000円もする携帯会社の
海外ポケット 定額は高いでしょう・・・

そうお考えのあなたに、1日640円～の定額料金で海外でのネット環境を提供するのが
海外用ポケットサイズWiFiルーターのレンタルサービス「イモトのWiFi」です。

Plans

料金プラン

「イモトのWiFi」では、お客様のシーンに合わせたプランをご用意しています。

おひとりでの旅行も、出張先で複数人でのシェアも可能！

ご自分にぴったりのプランを見つけてください。

見つけよう！ぴったりの料金プラン



Flow

ご利用の流れ

スマホやパソコンで申し込んだら、出発当日に空港でレンタルセットをお受取り。

現地についたら電源をON！面倒な設定も不要で、最短10秒でつながります。

はじめてでもカンタン！ご利用の流れ



Case Study

活用事例

海外旅行のさまざまなシーンを便利に

Pickup & Returns

受取・返却

宅配で・空港で・ご来社で、選べる受取方法！

イモトのWiFiは宅配・ご来社でのお受取りのほか、全国の主要空港に受付カウンターを設けています。空港カウンターでは当日レンタルも承っていますので、お気軽にお立ち寄りください。

選べる！受取・返却方法を見る



Q & A

よくある質問

Q. 海外Wi-Fiレンタルのモバイルルーターとは、どのようなものですか？



Q. どのような料金プランがありますか？



Q. いままで申し込めば間に合いますか？



Q. 日程が変更になったときはどうすればいいですか？



Q. 渡航先の追加はできますか？



よくある質問をもっと見る



Information

お知らせ

2023/6/2	重要	台風2号の影響による荷物のお届けについて
2023/3/28	お知らせ	成田国際空港第1ターミナルに新カウンターがOPEN！
2022/10/11	重要	空港カウンター営業再開のご案内（2023/6/1 更新）
2022/6/30	お知らせ	早割プラン終了のお知らせ
2020/3/19	お知らせ	新型コロナウイルスの影響によるキャンセル・変更について
2020/2/10	お知らせ	瞬間除菌・消臭スプレー「SEGRICO（セグリコ）」の取り扱いを開始！
2020/1/20	お知らせ	夢のAI通訳機「POCKETALK（R）（ポケットーク）W」単体でのレンタル開始！
2019/12/12	お知らせ	関西国際空港第1ターミナルに新カウンターがOPEN！
2019/12/12	お知らせ	年末年始の休業及び営業時間、お申込み期限変更のお知らせ
2019/11/25	お知らせ	【福岡空港】ロッカー受取りサービス「イモトのロッカー」開始！
2019/10/31	お知らせ	空港カウンター申込み・WEB申込みに新プランと対象国が追加されました！
2019/10/29	お知らせ	3つの50%OFFキャンペーンの期間延長が決定しました！
2019/10/1	重要	台風19号の影響によるお届けの遅延及びお問い合わせについて
2019/9/30	お知らせ	本社移転に伴う受取・返却場所の変更について
2019/9/20	お知らせ	中部国際空港第2ターミナルに新カウンターがOPEN！！
2019/9/5	お知らせ	新CM発表会にイモトアヤコさん、五木ひろしさん、加藤一二三さん、アンミカさんが登場！
2019/9/5	お知らせ	今年も、渋谷にイモトのWiFi巨大看板掲出中！

お知らせをもっと見る



海外WiFiレンタルの「イモトのWiFi」

新規会員登録 | マイページ | レンタル申込み

トップ | イモトのWiFiとは | ご利用について | 料金プラン | 活用事例 | 受取・返却 | 法人サービス | よくある質問

海外行くなら！
イモトのWiFi

＼KARAの新CM放送中！／



特設ページはこちら ▶

海外旅行の必需品！ 定額1日640円〜で海外でもネット環境を持ち歩こう！
海外でスマホ・PC使うなら、海外用WiFiルーターレンタルの「イモトのWiFi」



お客様満足度 No.1 海外旅行者が選ぶ No.1 顧客対応満足度 No.1

28の1件が お申込

年間100万回以上のご利用

*アンケートモニター提供元:イモトのWiFiインターネット調査期間:2019年1月15日〜21日 調査方法:インターネット調査 調査対象:海外WiFiレンタル10社を対象にしたサイト比較
イモトのWiFi調査対象業:全国2017年〜2018年の海外旅行をしたことがある旅行者。*2018年1月〜2018年12月の日本国内調査より

Information 【お知らせ】イモトのWiFi新CM「GO GO サマー！」篇が放送開始！

お知らせ一覧へ ▶

エクストコムグローバル 会員サービス for business

イモトのWiFi X KARA
イモトのWiFi #
ダンスキャンペーン
応募期間:2023年10月1日〜10月31日
海外旅行お土産記念!!
入賞者に 韓国旅行 モブプレゼント!

イモトのWiFiと接続して使え
SIMなし
POCKETALK
高性能無線LAN ポケットWi-Fi

1日700円 (700円/1日)	1日500円 (500円/1日)
---------------------	---------------------

WiFiルーターとセットでレンタル

単体で使う
SIMなし
POCKETALK
高性能無線LAN ポケットWi-Fi

1日750円
(750円/1日)

ポケットALKを単体でレンタル

What's "imotono WiFi"?

イモトのWiFiって?

海外でのネットが“劇的・手軽”に！

日本にいる時はネットが繋がらないなんて考えられないし、
海外旅行でもスマホやタブレットが使いたくないな・・・

でも、たった1日で約3,000円もする携帯会社の
海外パケット定額は高いでしょう・・・

そうお考えのあなたに、1日640円〜の定額料金で海外でのネット環境を提供するのが
海外用ポケットサイズWiFiルーターのレンタルサービス「イモトのWiFi」です。

Plans

料金プラン

「イモトのWiFi」では、お客様のシーンに合わせたプランをご用意しています。
おひとりでの旅行も、出張先で複数人でのシェアも可能！
ご自分にぴったりのプランを見つけてください。



見つけよう！ぴったりの料金プラン →

Flow

ご利用の流れ

スマホやパソコンで申し込んだら、出発当日に空港でレンタルセットをお受取り。
現地についたら電源をON！面倒な設定も不要で、最短10秒でつながります。



はじめてでもカンタン！ご利用の流れ →

Case Study

活用事例

海外旅行のさまざまなシーンを便利に

Case1

旅行編

せっかく海外に行くのなら、スマホで撮った記念写真をリアルタイムに共有したり、現地のグルメを検索したり。
地図アプリもLINEもいつも通り使えるので、ひとり旅でも安心！

活用事例（旅行編）を見る →



Case2

出張編

ビジネスは時も場所も選ばないもの。
速攻で・空席で・サポート体制で、イモトのWiFiは海外出張でも日本と変わらないパフォーマンスが必要なビジネスマンのニーズに応えます。

活用事例（出張編）を見る →

Pickup & Returns

受取・返却

宅配で・空港で・ご来社で、選べる受取方法！

イモトのWiFiは宅配・ご来社でのお受取のほか、全国の主要空港に受付カウンターを設けています。空港カウンターでは当日レンタルも承っておりますので、お気軽にお立ち寄りください。



選べる！受取・返却方法を見る →

Q & A

よくある質問

Q. 海外Wi-Fiレンタルのモバイルルーターとは、どのようなものですか？

A. 持ち運びできる手のひらサイズの無線LANアクセスポイントです。海外へ渡航した際も、電源を入れた後にパスワード入力をするだけで手軽にインターネットが可能になります。お客様がご持参のWiFi対応スマートフォンやノートPCで、海外でも気軽にインターネットができます。
[イモトのWiFiとは](#)
[海外でのインターネット接続比較](#)

Q. どのような料金プランがありますか？

A. 海外出張にもおすすめ！高速データ通信の4G/LTE WiFiプラン、定額データ通信量640円からの3G WiFiプランなど便利・お得なプランを取り揃えています。
[詳しくは料金プランページをご覧ください。](#)

Q. いつまでに申し込みれば間に合いますか？

A. 各空港カウンターでの受取りの場合、フライト予定時間の1時間半前までWEBからのお申込みが可能です。（ロッカー受取り除く）
詳しくは「[申込期日・支払方法](#)」をご参照ください。

Q. 日程が変更になったときはどうすればいいですか？

A. 新たな日程が決まり次第、当社へご連絡ください。メール・お電話・FAXいずれの方法でも承ります。ただし、機器手配後のご連絡につきましては、追加料金が発生する場合や変更を承ることができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

Q. 渡航先の追加はできますか？

A. 承ります。
追加されるご渡航先によっては料金プランをご変更いただいた方がお安くなくなる可能性がありますので、ご出発2日前までにお電話またはメールにてお問合せ下さい。

よくある質問をもっと見る →

Information

お知らせ

2023/8/7	重要	お盆期間の毛記について
2023/8/2	お知らせ	イモトのWiFi新CM「GO GO サマー！」篇が放送開始！
2023/3/23	お知らせ	成田国際空港第1ターミナルに新カウンターがOPEN！
2022/10/11	重要	空港カウンター営業再開のご案内（2023/8/1 更新）
2022/6/29	お知らせ	早割プラン終了のお知らせ
2020/2/19	お知らせ	新型コロナウイルスの影響によるキャンセル・変更について
2020/2/19	お知らせ	瞬間降雷・消臭スプレー「SEGRICO（セグリコ）」の取り扱いを開始！
2020/1/20	お知らせ	夢のAI通話機「POCKETALK（R）（ポケットーク）W」単体でのレンタル開始！
2019/12/12	お知らせ	関西国際空港第1ターミナルに新カウンターがOPEN！
2019/12/12	お知らせ	年末年始の休業及び営業時間、お申込み期間変更のお知らせ
2019/11/25	お知らせ	【福岡空港】ロッカー受取りサービス「イモトのロッカー」開始！
2019/10/31	お知らせ	空港カウンター申込み・WEB申込みに新プランと対象国が追加されました！
2019/10/29	お知らせ	3つの50%OFFキャンペーンの期間延長が決定しました！
2019/10/1	重要	台風19号の影響によるお届けの遅延及びお問い合わせについて
2019/9/29	お知らせ	本社移転に伴う受取・返却場所の変更について
2019/9/20	お知らせ	中部国際空港第2ターミナルに新カウンターがOPEN！！
2019/9/5	お知らせ	新CM発表会にイモトアヤコさん、五木ひろしさん、加藤一二三さん、アンミカさんが登場！
2019/9/5	お知らせ	今年も、渋谷にイモトのWiFi巨大看板掲出中！

[お知らせをもっと見る](#) →



by XCOMGLOBAL



f t LINE y i

<p>イモトのWiFiとは</p> <p>インターネット接続比較 マイページ会員登録のすすめ メディア・企画 CM・動画一覧 お知らせ一覧 会社概要 特定商取引法に関する表示 プライバシーポリシー ソーシャルメディアポリシー</p>	<p>ご利用について</p> <p>申込期間・支払方法 データ通信量について 接続設定方法 機器・マニュアル・ソフト 国内WiFi機器・マニュアル コンセント変換プラグ アプリの推奨設定一覧 データ容量追加について 重要事項説明 ご利用規約 ご利用規約（英語）</p>	<p>料金プラン</p> <p>1カ国渡航プラン 2ヶ国以上の渡航プラン 容量別料金プラン セルラー ポケットーク単体（SIM入り） オプション一覧</p>	<p>活用事例</p> <p>活用事例（旅行編） 活用事例（出張編） 海外旅行に便利なアプリ 海外旅行の持ち物リスト 海外旅行アドレクシドレGUIDE 海外旅行のイッキング準備 海外旅行体験記</p>	<p>受取・返却</p> <p>空港カウンター一覧 新千歳空港 成田国際空港 第1ターミナル 成田国際空港 第2ターミナル 羽田空港 中部国際空港 関西国際空港 福岡空港</p>	<p>法人サービス</p> <p>よくある質問 お問い合わせ レンタル申込み</p>
---	---	---	---	--	---

Contact お申込前のお問合わせや、申込み内容の変更・キャンセル等はこちらよりお問い合わせください。 [お問い合わせ](#) >

No.1 ありがとう

※ゼネラルリサーチ調べ

*アンケートモニター提供元: ゼネラルリサーチ 調査期間: 2019年1月16日~21日 調査方法: インターネット調査
調査概要: 海外Wi-Fiレンタル10社を対象にしたサイト比較イメージ調査 調査対象: 全国の20代~50代の海外旅行をしたことがある男女1316名

イモトのWiFiは皆様のおかげで
3つの「No.1」を獲得いたしました。

✦イモトのWiFiが支持される✦
3つの理由

定額・高速・便利だから使って満足

1

定額

日額固定の定額料金制なので、パケ代や高額請求を気にせず使えて満足!

高速

海外ローミングと異なり、現地の回線を利用しているから早く快適に使えて満足!

便利

Wi-Fiは友達とシェアできるので、便利にお得に使えて満足!

安心・簡単・お得だから選ばれる



安心

世界各地を旅するイモトアヤコも利用しているから安心して選ばれる！

簡単

レンタルして現地に着いたら電源をON！最短10秒で繋がる簡単さで選ばれる！

お得

豊富なキャンペーンを随時開催！お得に使えるから選ばれる！

無料・専任・補償だから **3** 対応に満足



無料

24時間365日無料サポート。いつでもスタッフが答えてくれるから対応に満足！

専任

イモトのWiFiは日本人専任スタッフによるサポートだから対応に満足！

補償

いざという時でも大丈夫。様々な補償制度を整えているから対応に満足！

[ご予約・お申込みはこちら](#)



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

- 第十条** 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
 - 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
 - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
 - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
 - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （略）

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

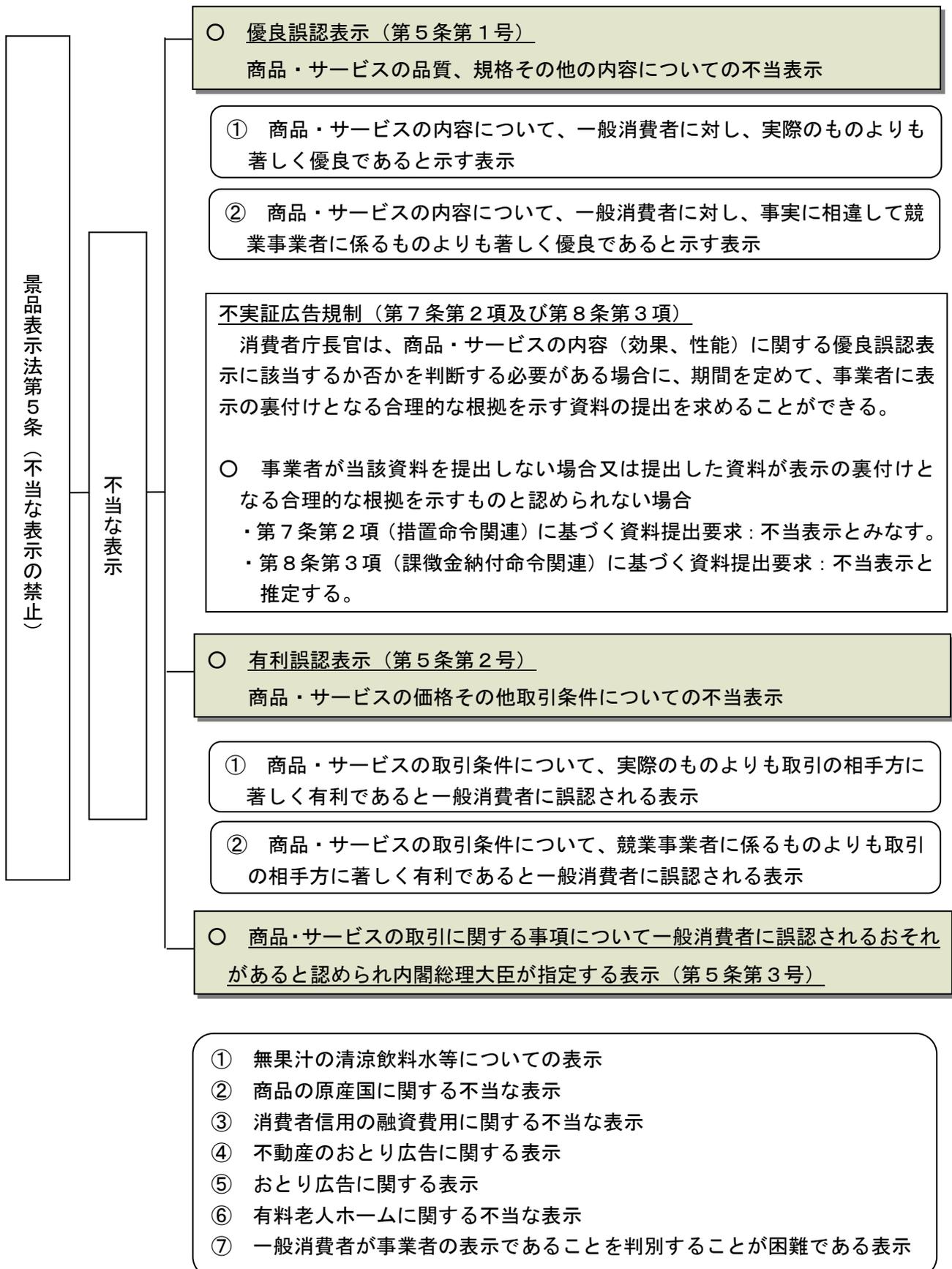
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる*。

*基準日（報告の徴収などが行われた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた場合は、4.5%を乗じる。

・ **対象期間**：3年間を上限とする。

・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

※別添写しについては添付を省略しています。

消表対第181号
令和8年3月12日

エクコムグローバル株式会社
代表取締役 西村 誠司 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「イモトのWi-Fi」と称するモバイルルーターのレンタルサービス（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

エクコムグローバル株式会社（以下「エクコムグローバル」という。）は、課徴金として金1億7262万円を令和8年10月13日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、エクコムグローバルは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。

イ(ア) エクコムグローバルが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和2年2月12日から令和6年5月7日までの間である。

(イ) エクコムグローバルは、本件役務について、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和6年6月21日に、前記1の課徴

金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、エクコムグローバルが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和6年6月21日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件役務について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、景品表示法第8条第2項の規定により、前記(ア)の課徴金対象行為をした期間に当該課徴金対象行為をやめてから前記(イ)の最後に取引をした日までの期間を加えた期間の末日から遡って3年間となるところ、令和3年6月22日から令和6年6月21日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係るエクコムグローバルの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、57億5428万9344円である。

エ エクコムグローバルは、別紙中の4(1)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、エクコムグローバルが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件役務の売上額に100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した1億7262万円である。

よって、エクコムグローバルに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処

分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び
第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起する
ことができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、
この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴え
を提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、
審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を
経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 エクスコムグローバル株式会社（以下「エクスコムグローバル」という。）は、東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア26階に本店を置き、データ通信機器のレンタルサービス等を営む事業者である。
- 2 エクスコムグローバルは、「イモトのWi-Fi」と称するモバイルルーターのレンタルサービス（以下「本件役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
- 3 エクスコムグローバルは、本件役務に係る別表「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) エクスコムグローバルは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年2月12日から令和6年4月25日までの間、「地球の歩き方インドネシア2020～2021年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告において、「お客様満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」、「海外旅行者が選ぶ No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」及び「顧客対応満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、エクスコムグローバルが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）について、実際に利用したことがある者に対して「お客様満足度」、「海外旅行者が選ぶ」及び「顧客対応満足度」の3項目（以下「本件3項目」という。）をそれぞれ調査した結果において、エクスコムグローバルが提供する本件役務の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
- (2) 実際には、エクスコムグローバルが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、エクスコムグローバルが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、本件役務と同種役務を提供する特定の9事業者の各役務（以下「特定の9役務」という。）のみを任意に選択して対比し、エクスコムグローバル及び特定の9役務を提供する事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

別表

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年2月12日から令和6年4月25日までの間	「地球の歩き方インドネシア2020～2021年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」 ・「海外旅行者が選ぶ No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」 ・「顧客対応満足度 No. 1※ 海外Wi-Fiレンタル」 (別添写し1)
令和4年11月1日から令和6年5月7日までの間	「地球の歩き方ドイツ2023～2024年版」と称する旅行ガイドブックに掲載の広告	同上 (別添写し2)
令和5年6月7日	「【公式】海外行くなら！イモトのWi-Fi 海外Wi-Fiレンタル」と称する自社ウェブサイト	同上 (別添写し3)
令和5年8月9日から同月13日までの間、同月16日、同月23日、同月30日、同年9月6日及び同月13日	「海外行くなら！イモトのWi-Fi」と称する自社ウェブサイト	同上 (別添写し4)
令和5年6月7日、同年8月9日から同月13日までの間、同月16日、同月23日、同月30日、同年9月6日及び同月13日	「No. 1ありがとう」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様満足度 No. 1 海外Wi-Fiレンタル」 ・「海外旅行者が選ぶ No. 1 海外Wi-Fiレンタル」 ・「顧客対応満足度 No. 1 海外Wi-Fiレンタル」 (別添写し5)